

# 産業建設常任委員会会議録

令和4年6月17日

宮古市議会

## 宮古市議会定例会令和4年6月定例会議 産業建設常任委員会会議録目次

(6月17日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3

# 宮古市議会産業建設常任委員会会議録

日 時 令和4年6月17日（金曜日） 午前10時00分  
場 所 議事堂 議場

---

○

事 件

[付託事件審査]

(1) 請願第2号 令和4年度の水田活用の直接払交付金の見直しに関する請願

出席委員（7名）

西村昭二	委員長	畠山茂	副委員長
今村正	委員	木村誠	委員
高橋秀正	委員	長門孝則	委員
落合久三	委員		

欠席委員（なし）

---

説明のための出席者

付託事件審査（1）

紹介議員	伊藤清	議員	紹介議員	白石雅一	議員
紹介議員	小島直也	議員	紹介議員	中嶋勝司	議員
請願者	新岩手農業協同組合 宮古エリア統括部長 武藤勝久君		請願者	新岩手農業協同組合 宮古宮農経済センター センター長 米澤司君	
参考人	産業振興部長 伊藤重行君		参考人	農林課長 飛澤寛一君	
参考人	農政係長 袈岩邦行君				

---

議会事務局出席者

事務局長	佐々木雅明	主査	小笠原長生
主任	吉田奈々		

## 開 会

午前10時00分 開会

○委員長（西村昭二君） おはようございます。ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これから産業建設常任委員会を開会します。本日の案件は付託事件審査1件、説明事項4件となります。それではこれより本委員会に付託された請願の審査を行います。

○

### 付託事件審査（1） 請願第2号、令和4年度水田活用の直接払交付金の見直しに関する請願

○委員長（西村昭二君） 請願第2号、令和4年度水田活用の直接払交付金の見直しに関する請願を議題といたします。本日は紹介議員の伊藤清議員、白石雅一議員、小島直也議員、中嶋勝氏議員及び請願提出者であります新岩手農業協同組合代表理事組合長の刈谷雅行さんの代理として、宮古エリア総括部長の武藤勝久さん、宮古営農経済センターセンター長の米澤司さんの皆さんに出席をいただいております。また、紹介議員及び請願者から資料の提出がございましたので、皆様の机上に配付しております。審査の参考にしてください。それでは紹介議員の伊藤清議員より請願の内容について説明願います。

○紹介議員（伊藤清君） おはようございます。それでは、請願の趣旨説明を行います。要点をかいつまんで説明をいたします。水田活用の直接支払交付金の見直しが示されたことで、今まで水田を集積して、転作作物を栽培してきましたが、5年に1度は、水田の作付、水稻の作付けをしない農地は、水田活用としての交付金対象外となり、このようなことでは、担い手農家が耕作の維持が出来ず、耕作放棄地の増加が増加につながる懸念があります。たね性作物、牧草については、輸入間牧草も高騰しており、助成単価の減額見直しは、その飼料を、需給生産する農家にとって余り、余りにも急な対応であります。つきましては、生産者が意欲を持って耕作し、営農と農地維持が継続できるよう、現場の課題を検証の上で、制度を取り進めていただくよう請願するものであります。趣旨説明は以上ですが、詳しくは、請願者からの説明いたしますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（西村昭二君） 説明が終わりました。提出者からも説明があれば許可しますが、いかがでしょうか。武藤勝久統括部長。

○請願者（武藤勝久君） 新岩手農業協同組合宮古エリアを統括しております武藤でございます。本日は、水田活用の直接支払交付金の見直しに係る請願につきまして、産業建設常任委員会の西村委員長さんを初め、委員の皆様方には、委員会での貴重な時間を割いていただきまして、誠にありがとうございます。また、請願に当たりまして、紹介者として、快くお引受けいただきました伊藤議員、白石議員、小島議員、中嶋議員の皆様方には、この場をおかりしまして感謝を申し上げさせていただくとともに、ご出席を賜り、重ねて感謝申し上げます。ありがとうございます。それでは、ご説明を申し上げます。カラー刷りのA4判縦型の資料をお願いいたします。ひし形の二つ目のところでございますが、政府自民党は、令和3年11月30日、主食用米からの転作を促すために支払いされてきました米の転作助成の柱となる水田活用の直接支払い交付金の見直し、厳格化する内容を決定いたしました。令和4年から令和8年産の5年間で1度も水張りをしなかった水田は、除外する。飼料用米などで、3年以上の契約を結んで生産した場合の産地交付金、複数年契約加算も見直され、令和3年産までの既存契約分のみ、令和4年産米に10アール当たり6,000円を配分し、令和4年産からの新規契約分が除外となる内容でございます。下の表につきましては、見直し内容のポイントが4項目ほどでございます。お目通しを存じま

す。もう1枚A4判の横の資料になります。見直し事項の、現行と見直しの部分でございます。現行につきましては4項目になりますが、一つ目、飼料用米等の複数年契約加算、拡大加算の扱いでございます。現行は10アール当たり1万2,000円いただいておりましたが、見直し案につきましては、複数年契約に対する経過措置として継続分、令和2年から令和3年後対象に、令和4年は6,000円支援いたしますと。

新たに新市場開拓用米についてこれは、輸出用米になります。これについては、10アール当たり1万円を創設しますという内容になります。二つ目の交付対象水田の扱いということで、先ほど伊藤議員の方からも、説明がありましたとおり、水張りが出来ない農地、これにつきましては、交付金の対象外ということで、これは見直しも継続ということになります。今後5年間、令和4年から8年までになりますが、1度も水張りが行われない農地は、交付対象水田としない方針ということで、5年に1回は水張りをして、水稻を作付けすればという内容になります。三つ目になりますが、多年生作物これはボックスの関係になりますが、これにつきましては収穫さえ行っていれば、10アール当たり3万5,000円を交付されていたものですが、見直し後は、播種から収穫を行う部分につきましては現行どおりでございますが、収穫のみを行う場合は1万円に減額になるという内容になります。四つ目になりますが、高収益作物畑地化支援の扱いということで、品目を問わず17万5,000円という支援でございます。これにつきましては、当宮古地区に多くありましたが、10アール当たり3万2,000円ほどの扱いということになります。これにつきましては、今後も、畑地化を加速させるためということで継続の内容というふうになります。以上が、大まかな見直しの内容となります。続きまして、請願の事項になります。請願書の3枚目をお願いいたします。一つ目になりますが、今回の見直しにより、交付金の対象水田から除外されることにより、農地や農業水利施設の管理が困難となり、耕作放棄地の増加や、離農者の増加等が懸念されることから、運用に当たっては、丁寧な説明を行うとともに、生産現場の実態や課題を十分踏まえて進めていただきたい。二つ目になります。農地及び集落の維持のため、交付対象水田を畑地化した場合にあっても、土地利用型の営農形態でも、生産者の所得が減少せず意欲を持って生産活動に取り組めるよう、新たな支援措置を速やかに講じていただきたい。三つ目になります。多年生作物、牧草の扱いについては、畜産農家は自給飼料確保のために水田を賃借している。今回のような唐突な見直しにより、交付金が削減された場合、賃借料の負担が大きくなり、賃貸借契約の継続にも影響を及ぼすことから、営農計画を十分に検討する期間を設けていただきたい。以上が、請願の内容となります。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（西村昭二君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。長門委員。

○委員（長門孝則君） 請願書を見てですね、まず感じたことを申し上げたいと思います。私この請願書を見て、今回の見直し、果たしてどういうことなのかなあと、もう少しこう具体的にこの請願書の中にも書いてもらえれば、よかったのではないかなと、追加資料がありましたので、それである程度、見直しの具体的な内容というのがわかりました。実は、私、田鎖なのですけども、近所にですね、水田を活用して、麦を植えたり、あるいはリンドウを植えたり、そういう方が隣近所におります。それで私は聞いてみたのですが、その農家の皆さんは全然、今回の見直しについてはわからないと、知りませんというような話でした。それから田鎖には水利組合もあります。水利組合長さんにも聞いたのですが何も情報がないと。そういう話をされまして、農家の皆さんにも、ぜひそういう情報を提供してもらえればいいのではないかなと、まずそういうことを感じました。それで、今の追加資料で、今回の主な見直し、特に私感じたのは、水張りを5年間に1度はやりなさいと、そういう見直しですかね。それで例えば麦を植える、リンドウを植えている場所を5年間に1回は水張りなさいと、そうでないと対象外ですよというような見直しになりますけども、ただ1回水張りをしてしまえば、1年2年ぐらいは、

麦、あるいはリンドウ、あるいは大豆、そういったものを植えることが本当に出来んのかなと、そういうふうに感じました。そういうことで私は心配するのは、5年間に1度は水張りをして、するということになると、遊休、耕作地が減るのでないかと、遊休地がふえて、農家の人たちは困るのでないかなあと、特にそういう感じを持ったのですが、その辺どうですか。例えば今言ったように5年間には1回水張りをしてしまうと、果たしてそのあと、すぐまた元に戻せるのかなと。ちょっと心配になりましたので、その辺、説明をしていただければありがたいと。

○委員長（西村昭二君） 武藤統括部長。

○請願者（武藤勝久君） おっしゃるとおり、基本的に水田は、保水しなければなりません。水を保たなければなりません。畑の場合は全く逆になりますので、そういうのを5年に1回ローテーションできるかと言ったらば、やっぱりなかなかこの中山間地域の当管内におきましては、それはなかなか厳しいのではないかなというふうに思っております、今回請願をさせていただく内容となりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（西村昭二君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） 非常に厳しい。特に私先ほど申し上げましたね、遊休地が増えるのではないかなと、農家の人が困ると、何とかそうならないような、対策を講じていただきたいと、そういう思いでお聞きました。それから、委員長。もう一つですねこれは別ですけども、農協のほうで市長の方にも何か、陳情書とか要望書を出しているのかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（西村昭二君） 武藤統括部長。

○請願者（武藤勝久君） この件につきましては、市長さんの方にはおつなぎしてございません。当JAの管内の18市町村の議会議長さん宛てに、請願を出しているところでございます。

○委員長（西村昭二君） 他に質疑はございませんか。

落合委員。

○委員（落合久三君） 全くこれは許されない。交付金の削減などというのはですね、許されない私は暴挙だと思います。そこで質問ですが、今、長門委員が触れたその令和4年から令和8年産の5年間に1度も水張りが行われていない水田は除外する。これに多くの農家の皆さんや関係者が非常に憤りを持ってこれを批判していると思うのですが、私にちょっとこういう農業のこと余り得意じゃないので、そこで、理解を深めるために聞きたいのですが、政府の言う、5年間に1度も水張りをしないところは除外対象から外す。これ、どういう意味なんでしょうか。私は非常に、俗っぽく言えばですね、今、長門委員が言ったように1度、水を張ってしまうと、仮に米をつくったとしても本当に良質な米ができるのかな、という素朴な疑問。それからそういうふうには5年に一度水を張るってということは、今言った大豆だとかいろんな転作作物を作ろうとする場合に、本当に、現地現場の実態に、農地の実態に合ったものなのかどうかというのをちょっと、少し説明を請願者の方また紹介議員の方から少し説明をしてほしいなと思いますが、どうですか。

○委員長（西村昭二君） 伊藤議員。

○紹介議員（伊藤清君） まず、5年に1度の水張りをということなのですが、現実無理だと思うんですね。水路そういったものも、もう傷んでると、水も入ってこないというような状況だろうというふうに思います。その中で水稻を作ったとしても、かなり、飼料分が多いので、米に関してはかなり注意してつくらなければ駄目だろうというふうに思っております。病気に、米を作付しても病気になる可能性もあるということもあると思います。そういったことで次に今度、大豆とかその畑作に戻すといった時も、さっきも言ったようにその2年3年

は畑地としては、すぐは使えないだろうなというふうには思っております。の場所にもよるかと思えますけども、そういう状況かなと思っております。これ現場を見たことがない人が考えたのかなというふうには思っております。こういうことがないよう、今までどおり交付金が交付されるように、請願をするということでございますので、ご理解をお願いしたいなというふうには思っております。以上です。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 伊藤議員が説明されたように、現場から見ればこういう5年に1度は水張りをしなさい。それやらないのは対象外だというふうな現場の感覚から見ればもう空論だと私は思うんですよ。何でこんなわかり切ったことを条件にして、交付金削減の根拠にするのかっていうのがね、とても信じられない。そこで二つ目の質問は、この水田活用交付金について、政府の内部の中で一貫してこれに疑問を呈して敵にしてきたのは、財政審議会なのです。財務省なのです。何て言っているのかということ去年の12月、転作助成金の抑制を通じて、財政上の持続可能性を高めていく。だから削減するのだということを一貫して財務省は言っているんですね。私はここにやっぱり大きい背景があるのかなと思って、最近の新聞報道を見ているのですが、何ていうかこの、私は、先に交付金削減ありきからスタートしたのではないかと、思いたくなるような、余りにもこれは無茶な、提起だと思うのですがその背景について何かご意見説明があればお聞きしたいですが。

○委員長（西村昭二君） 武藤統括部長。

○請願者（武藤勝久君） はい。ただいまおっしゃられた通りだというふうには感じていますが、国の方針なりというのは、詳しいところはちょっと、私どもにはわかりかねますので、ご了承願います。

○委員長（西村昭二君） 他に質疑はございませんか。

畠山委員。

○委員（畠山茂君） おはようございます。よろしく申し上げます。私もこの請願自体の中身については、理解もしますし、賛同もします。確認したいところはですね。請願事項の中身のほうに、行きますと、例えば、一番で言いますと、交付金の対象水田の除外については、丁寧な説明とか課題を十分踏まえて進めることとか、2番でいうと、農地及び集落の維持のために、最後に行くと新たな支援策を速やかに講じること、あるいは3番に行くと、最後のほうに営農計画等の十分に検討する機会を設けることということで、どちらかという先ほどの説明を聞くと、元の制度に戻してもらいたいような、請願者の思いがあるのだけれども、この請願書自体を読むと、この制度の見直しは認めるけれども、ただ、進めるに当たっては、我々の何点か、もうここに、3点ありますけど、ここを改善してほしいみたいな中身に私は聞こえるのです。私も、県の立憲民主党の役員をやっているのですが、県議会のほうの中身を見ると、請願が出されて、採択はされたのですが、県議会のほうでは、撤回なんですよ。この新しい制度は撤回すべきだという請願し、可決になって、今回のほうはどちらかという撤回ではなくて、今の見直しはある程度認めるんだけど、中身を少し改善してほしいような中身でも今の説明を聞くと、いや、本当の気持ちは元に戻してもらいたいぐらいというようなことなので、そこら辺のちょっと私は矛盾をちょっと感じておりました。ということで請願者の皆さんの思いには、撤回ではなくて、やっぱりそれは国の制度として認めるけれども、部分的なところを容認しながら部分的なところは見直してほしいという、この三つの大項目の趣旨なのかちょっとそこを、確認したいなと思います。

○委員長（西村昭二君） 武藤統括部長。

○請願者（武藤勝久君） この請願事項の内容につきましては、本所のほうといいますか、新岩手本部のほうで作成したわけでございますけども、内部的にはですね、内部的には、やはり、元に戻していただきたいということ



で、内部的には、協議、色々検討してきました。ただ、請願するに当たってはちょっと矛盾する内容でちょっと書かれているというのは、そのとおりかもしれませんが、元に戻していただきたい現行どおり継続していただきたいという内容が、当組合の方針だというふうに考えてございます。

○委員長（西村昭二君） 畠山委員。

○委員（畠山茂君） 私も本音はそこだと思うのです。やっぱり撤回をして、元の制度というところだと思うんですけど、なので仮に、これを言おうとなった場合は、産業建設常任委員会で責任を持って今度は皆さんにも、議員の皆さんにも説明しなきゃならない立場からすると、ある程度あやふやなままというのは私も、どうかなというふうには思いました。国の考え方も分かるんです。今のコロナ禍もあって、米が余って、もう在庫が積まわっていて、米余りの減少というのは、これは誰もが認めているところで、去年の12月の議会では、米価が下がったので、何ぼか、500円とかね補助金、市でも出して、そうやって農家の皆さんを助けたという、こともやってきておりますが、そういった中で、今回のもしこの制度をやると先ほど説明あったとおり、実際に本当に農家さんは、その5年に1度、さっき長門委員とか落合委員も言いましたけど、5年に1度また水田から、小麦とか大豆があったのにまたも元に戻すっていうのは、現実的ではないことを、堂々とかうやれと言っているところとか考えると、結局これ農業、農家離れ、農業離れが進んでいって、農業離れが進むということは、地方でいうと、農家をやる人たちが減るってことはその集落もどんどん力がなくなって地域づくりとか地域維持にも関わる問題で、本当にこれ大事、特に岩手においては大事な問題だと思うので、この点はこういう中身よりは、本来はもう少しこう、思いがあった、上部がつくったと言え、それを持ってきたことなんでしょうけど、もう少しこう強い、言葉であった方が、より分かりやすかったなという、最後のちょっと意見になりましたけども、その点をもう1回ちょっと、ご感想お聞かせいただければと思います。

○委員長（西村昭二君） 武藤統括部長。

○請願者（武藤勝久君） はい、おっしゃるとおりでございます。思いも、私どもの思いもそのとおりでございます。ちょっと内容につきましては、検討はしていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（西村昭二君） 他に質疑はございませんか。私の方からも一つあります。

○副委員長（畠山茂君） 進行変わります。

西村委員。

○委員（西村昭二君） 私の方からも、一つ質問させていただきたいと思うのですけれども、先ほどから5年に1度も、水張りをしなかった水田については対象外だというお話が論点で進んでいたのですが、私の理解だと水田を活用して別な高収益の作物を、何て言うんですかね、畑として活用した場合は、その5年に1度水張りは必要ないのではないのかなと思うのですけれども、今までの議論を聞いていると、高収益化、他の作物を植えているのに、あえてそこでまた5年に一度、水を張らなきゃ駄目だよというように感じたんですけれども、もしそれが本当であれば、長門委員がおっしゃったように、田鎖地区であるとか市内の他の物を植えている、水田を活用している方々に私は情報が入っていると思うのですけれども、ちょっとその確認をしたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○副委員長（畠山茂君） 米澤センター長。

○請願者（米澤司君） 今、質問のあった内容につきましては、農家さんに対しての説明につきましては、宮古地方農業再生協議会というのがございまして、そこで今月、農家さんに対しましてこの事業の取りまとめを実施しているところでございます。その中でこういうことになりますよということで、申込み者に対して説明をし

ている状況でございます。

○副委員長（畠山茂君） 西村委員。

○委員（西村昭二君） 説明のほうは、進めていくと、別なものを植えたところ、要は、別の作物をそこで取り組んでいる所も、5年に1度は必ず水を入れなきゃいけないというところはどうか。

○副委員長（畠山茂君） 米澤センター長。

○請願者（米澤司君） 5年に一度水張りをしなければならぬというのが大前提になりますので、高収益作物と別のものを作付していても、5年に1度は水田として、水張りをしなさいという形になります。

○委員（西村昭二君） はい、わかりました。

○副委員長（畠山茂君） 進行変わります。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 私も、どこのタイミングで聞こうかと思ってたのですが、どこのタイミングで聞こうかと思ってたのは、請願事項の先ほど畠山委員が言ったのと私も同じ意見なんです、請願者や紹介議員の皆さんにお聞きしたいのは、私もこの請願の表現ももっと普通にストレートに、交付金削減は中止せよと、なぜそう言えないのかなあというふうにちょっと思っているんです。そこは、色々なことを政治的な配慮もあるのかどうかは別にして、私はこれはですね、直近の参議院選挙の重大な争点だと思ってます。日本の農業を守るかどうかという問題でもあるんですね。そういう意味で、秋田県の佐竹知事は、先の県議会でこう言ってます。交付金カットの政策、これを潰そうという気持ちで要請運動をやりますって、こう答弁しているんですね。私はそういう問題だと思っているので、請願者の皆さんにちょっと可能かどうかという点で、私は畠山議員が言った意見と基本的に同じなのですが、これは採択、仮にされて、国に意見書を上げる段階でね、私は意見書を上げるべきだと思うのですが、意見書の案の中に、請願事項で触れている文言を一定もうちょっと踏み込んで、やったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、そういうことは、請願者の意思というか、合意を、請願者の皆さんの、基本的な判断が伴わないと出来ないのですね、そういうふうにしたほうがいいのでないか、その場合に、請願者とすれば、表現を少しもうちょっと具体的にするという点で、それは可能になるかどうか、現時点での意見、ご意見を聞いておきます。

○委員長（西村昭二君） 武藤統括部長。

○請願者（武藤勝久君） はい。ありがとうございます。県下7JA、私どものほうは新岩手になりますけども、それぞれの単協ではやっぱり、ストレート的な発言は、請願はなかなか、出来なくてですね、現年対比で、もうちょっと踏み込んだ内容になって、取り進めてるところでございます。よって、ここの部分につきましては、宮古市議会さんの方で、もうちょっと踏み込んでいただけるのであれば、そういうふうな内容で何とか進めていただければというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○委員長（西村昭二君） 他にございませんか。無ければ、これで質疑を終わります。紹介議員と請願の提出者は退出願います。

〔請願者、紹介議員が退席〕

○委員長（西村昭二君） 次に参考人として関係部課長に出席いただいておりますので、請願に対する質疑や確認したい事項などがあれば挙手願います。

長門委員。

○委員（長門孝則君） 水田を活用して、交付金を受けている農家、宮古市内にどのぐらいあるのかなと、ちょっ

と教えていただきたいと思います。

○委員長（西村昭二君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 助成金を受けている農家176件、ちなみに金額でいきますと2,700万ほど、交付金として支給されています。

○委員長（西村昭二君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） もう一つ、この作付、例えば麦だとか大豆だとか色々、作付けしていると思いますが、多いのは、何作物が多いのか、その辺をお教えていただきたいと思います。

○委員長（西村昭二君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 宮古管内の野菜が多い状況です。特に近年はブロッコリーが産地化されておりますので、ブロッコリーの作付が増えているというような状況です。

○委員長（西村昭二君） その他、ありませんか。

畠山委員。

○委員（畠山茂君） よろしくお願ひします。私も先ほども言った通りやっぱり全体的には、米余りだと言いながらも、最近のコロナの問題、サプライチェーンの問題、あるいは最近のロシアによるウクライナの侵攻等で、色々、やっぱり自給率を上げるべきだという話も、今、盛んになって、そういった意味では、やっぱり農業を守る。あるいはさっき言った通り、そこに住む、中間集落の地域を守るという意味でも、この制度はちょっとよろしくないとは思っていて、今、長門委員も聞きましたけど私が聞きたいのは、先ほど176件あって、2,700万ほど助成をしているのだというお話ありました。農家さんの話を聞くとか、資料を見ると、やっぱりこの交付金、補助金をもらったおかげで、収益的にトントンになったり、プラスになって、この交付金がなければ赤字になって、農業続けていけないというような、書物を見ると、やっぱそういうご意見もあって、そういったことを考えると、制度が多分もう今年度導入されているんでしょうけど、どういった宮古の農家に影響が出るのかというのは、分析をなさっているのかどうか、そこがお聞きしたいと思います。

○委員長（西村昭二君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） すいません先ほど、作付の品目で、私、野菜のブロッコリーが特に多いですと、お話ししたのですが、毎年作付しているものでは、その通りなのですが、永年性牧草と言って、1回植付けたらずっと牧草が、生育し続ける、それが1番多いです。すいません。訂正させてください。その次は野菜という事になります。それから宮古市への影響ということですが、まず改正点の一つが飼料用米、餌となる、米の作付、これを複数年3年の販売契約を結ぶことによって、10アール当たり1万2,000円の交付金が出たのが、これが半額の6,000円になりますということです。これについては、今取り組んでいるのが2件だけです。令和3年度の交付額42万、これが、令和4年度で半額の21万円になって21万円の減。それから種性作物、先ほど言いました牧草牧草も1回植えてしまうとずっと生育し続けるので、今までは毎年、3万5,000円。10アール当たり3万5,000円が出たんですけどそれが、種を播種しない年については、最初の年だけ3万5,000円。それ以降、播種しない年は1万円に減額になりますということです。そうするとですね、これが令和3年度交付額が883万4,000円。62件の農家が受給してます。これが、単純にもう2年目以降になりますので、播種しない年ということで、計算しますと、252万4,000円。減額ですと631万円の減。ということになります。これが、今私たちが押さえている数字で把握できる部分です。あともう一つ、水田に戻せない水田が交付対象外になりますというのがあります。これ例えばもう、田の周りの畦畔がなくなってしまっているとか、あと水路さえも、もうないというような状況の

ところは、もう田んぼに戻せないで、そういうものは対象から外しなさいよということ言われています。ただこれについてはですね、私たち把握しておりませんので、今年度7月8月に市内の田んぼに入りますので、それで確認していきたい。この影響額はちょっとこれからの計算ということになります。

○委員長（西村昭二君） 畠山委員。

○委員（畠山茂君） 今の説明だけでも、結構な影響がこれから出るのだろうなというふうに思います。さっき請願者の説明では、今月ですか説明し、農家さんにするという説明もあって、これから、現場の皆さんは、説明されて、そうなんだっていうことで大変な話になると、今、ちょっと感じたんですけども。いずれ、農業、第一次産業これから大変大事、これからかえって大事なことになると思うので、そこは注視してこれからもやっつけていかなきゃいけないという思いになりました。以上です。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 先ほど課長から、この交付金を受けている農家が、176件、金額にすれば2,700万だという話があったのですが、この176件は、いわゆる販売農家、宮古は、550～560件だと記憶しているのですが、ほとんどがもちろん販売農家なわけですね、確認ですが、

○委員長（西村昭二君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） 全てではないですが、ほとんどが含まれていると考えてよろしいと思います。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 参考までに、この前提になる問題だと思うので、1番直近で銘柄米、一俵、60キロ当たり幾らで売られているかっていうことと、それに対して一俵作る、この同じ物を作るのに、生産費はどのぐらいかかっているのかを、もしわかれば、概算でいいのですが、わかりますか。

○委員長（西村昭二君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） すいません。この場には、資料を持ってきておりませんので、お答え出来ません。

○委員長（西村昭二君） 落合委員。

○委員（落合久三君） わかりました。農水省が出しているこれ全国の平均なので、ちょっと宮古が同じだとは思わないんですが、去年ですね。全銘柄の平均が一俵当たり1万2,857円だそうです。これに対して、生産費、一俵当たり作るのに1万5,000円かかると。もう最初からコスト割れをしているというので、そこから先ほど畠山委員が言った全国的に見れば米がコロナの影響もあって外食しない。云々あって、余っていると。これに対して全国の農協や農家の皆さんは、過剰米は政府が買えばいいでしょ。買いもしないで、外国から輸入する米は77万トンをずっと手をつけないでいるわけでしょ。外国からは77万トンどんどんどんどん買う金があるのだったら、農家が必死になって稼いで、作った米をね、余ったからといって駄目だって言うのじゃなくて、それはそれで買入れなさいっていうのは、私は当然、道理ある意見だと思っているのですが、そこを確かめたくて、銘柄米が一俵当たり、いくらで売られて、その一俵をつくるのに、平均で生産費はどのぐらいかかるのかっていうのを聞いたのですが、後でわかれば教えてもらいたいと思います。その点はいいです。

○委員長（西村昭二君） それでは、後でということで、農林課長よろしいですか。他に、質疑は。畠山委員。

○委員（畠山茂君） あと1点、今見てて思ったことなんですけど、資料のA4の縦長のやつ1番下のほうに、人・農地プランというのがあって、これはもう、地域の計画の義務化がされていると思うんですね。請願の項目の3番でいうと、1番下に営農計画等を十分に検討する期間を設けることということでやっぱりこういう、今度制度変わって、地域の計画プランも、見直しをしていかないといけないような状況にこれからなっていくとい

うことなのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（西村昭二君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） この計画宮古市でも2年前に作りまして、毎年地域に入って、地域の皆さんとお話をしながら、計画の見直しを行っているところです。これはもちろん、地域の実態、あとは担い手の実態、これからの地域の農業をどうやっていくかということをお話しながら作っておりますので、このように、経営に影響するような、交付金の変更であったりとか、こういうものがあれば、これに合わせた見直しを当然、今後行っていかなければならない、ということです。

○委員長（西村昭二君） 畠山委員。

○委員（畠山茂君） はい、わかりました。かなり水田だったり水田の転作でもさつき補助金がなくなるというのは、相当、収支を考えたときに、影響が出るとお思いますので、まあそうだと思います。以上です。

○委員長（西村昭二君） 他に質疑はございませんか。これで質疑を終わります。参考人は退出願います。

〔参考人退席〕

○委員長（西村昭二君） これから請願第2号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 討論は無いようですので直ちにお諮りします。

請願第2号は採択すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は採択すべきものと決定しました。以上で当委員会に付託された請願の審査は全て終了しました。お諮りします。

6月23日の本会議における請願第2号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

畠山委員。

○委員（畠山茂君） 確認したいのですが、委員長一任でもいいのですが、先ほどのやりとりですと、請願の中身と、請願者の思いは、何かちょっと違う、はっきり言えば撤回してほしいと、議会でもう少し踏み込んだ内容でもいいですよということを認めてもおられたようなので、そういった趣旨も思いも酌んでぜひお願いしたいということですが、はい。以上です。

○委員長（西村昭二君） それは報告の時のというところで、委員長報告の時に付け加えるというところですか。

○委員（畠山茂君） 任せます。

○委員長（西村昭二君） 今、畠山委員からご意見がありましたけれども、全体的には異議なしと、認めさせていただきます。請願第2号が本会議で採択された場合の意見書案については、本日の委員会において協議事項に案件を追加し、委員の間で協議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村昭二君） それでは、意見書案については、そのように取り扱うことといたします。

午前10時51分 付託事件審査終了

○

宮古市議会産業建設常任委員会委員長 西村昭二